

●施設サービス

短期入所サービス

利用した場合の

居住費・食費の

負担軽減制度



介護保険施設に入所した場合には、  
①サービス費用の1割②食費③居住費④日常生活費が利用者の負担となり、②③④の利用者が負担する額は施設との契約により決まります。

利用料が高額となり、施設利用が困難にならないよう、世帯全員が住民税非課税の方や、生活保護を受けている場合は、施設入所・短期入所生活（療養）介護の居住費・食費の負担の限度額が設定されており、利用者の負担段階により軽減されます。居住費・食費の標準的な額として定められた基準費用額から限度額を差し引いた費用は介護保険から給付されます。

この負担の軽減制度を受けようとする方は、介護支援課に申請し、認定証の交付を受け、サービスを受けるときには施設事業者に提示する必要があります。

居住費・食費の自己負担限度額（日額）

利用者負担段階	1日当たりの居住費				1日当たりの食費
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階 ・住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階 ・住民税非課税世帯であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	820円	490円	490円 (420円)	320円	390円
第3段階 ・住民税非課税世帯であって、利用者負担第2段階以外の方	1,640円	1,310円	1,310円 (820円)	320円	650円
基準費用額（日額）	1,970円	1,640円	1,640円 (1,150円)	320円	1,380円

※（ ）内は特別養護老人ホームに入所または、短期入所生活介護を利用した場合の額

介護保険の1割負担が高額になったとき ～高額介護サービス費の支給～

区分	世帯の上限額	個人の上限額
生活保護の受給者	15,000円	15,000円
世帯全員が住民税非課税	老齢福祉年金受給者	15,000円
	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	15,000円
	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	24,600円
住民税課税世帯の方	37,200円	37,200円

介護保険のサービスを利用する場合、利用料の1割が利用者負担になりますが、1か月の利用者負担合計額（同じ世帯に複数の利用者がある場合は、世帯の合計額）が高額になり、上限額を超えた場合は、高額介護サービス費として、後から支給されます。高額介護サービス費の要件に該当すると、役場から「高額介護サービス費支給申請書」が送られてきます。申請書は初回に一度提出すれば、翌月以降は、町で計算して決定し、支給されます。

※食費・居住費・日常生活費等や福祉用具購入費・住宅改修費は対象となりません。同じ世帯内で、医療保険と介護保険の両方を利用して、負担額が高額になった場合は「高額医療・高額介護合算制度」があります。

◆問い合わせ先 介護支援課 介護支援担当 ☎526501 有線⑤7788